

令和5年度に向けた
農地等利用最適化推進施策等に関する
意見書

一般社団法人滋賀県農業会議

令和5年度に向けた 農地等利用最適化推進施策等に関する意見

高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなる懸念があることから、国は、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、地域において、農地が利用されやすくなるよう、目指すべき将来の具体的な利用の姿等を描き、分散錯圃の状況を解消して、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要である、としました。

このようなことから、令和4年5月に「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が成立し、市町は、地域における農業の将来の在り方等について、協議の場を設け、協議の結果を踏まえて、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、目標地図を含む「地域計画」を作成することになりました。

そのため、私たち農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進」は、地域の農地の「見守り活動」に加え、農業者の「意向把握」と「話し合い」への参画に取り組むべきと考えています。

農業委員会ネットワーク機構である本会は、農地利用最適化の推進等の農業委員会活動への支援等を進めていますが、農地の集約化等の農地利用最適化業務をより効率的・効果的に実施するためには、県行政による積極的な支援が必要であることから、令和5年度の農地等利用最適化推進施策に関し、農業委員会等に関する法律第53条の規定により、次のとおり意見を提出します。

令和4年11月14日

滋賀県知事

三日月 大造 様

一般社団法人滋賀県農業会議
会長 山下 英利



1. 農地利用最適化業務の推進に関する事項

(1) 地域計画・目標地図策定への支援

国の「人・農地など関連施策の見直し」により、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和4年5月に成立しました。これにより、市町が地域計画を作成するとともに、その中心となる目標地図の素案を農業委員会が作成することとなりました。

今後は、市町・農業委員会をはじめとする地域を構成する関係機関の連携による地域計画の策定、同計画（目標地図）の達成に向けた取組が必要となっています。

そのため、市町の農政部局と農業委員会等の連携・推進体制となる「（仮称）市町地域計画推進会議」の整備の支援や助言、滋賀県版の推進マニュアルの作成や各地域での話し合いへの参画等、地域計画の取組みが推進されるよう、強力な支援を講じられたい。また、地域計画策定の機運醸成のための施策も講じられたい。

(2) 就農希望者と就農先とのマッチングの支援

農業従事者の減少・高齢化が進展しており、優良農地の遊休化や農村機能の低下などが懸念されています。

今後は、外部から農村に人を呼び込むとともに、就農希望者の技術習得、就農先の確保等、安定・安心して営農に取り組める環境整備が必要となっています。

そのため、県立農業大学校や先進農家等での研修後の就農が確実にできるよう、第三者継承を希望する経営体や新規就農者への貸付可能な農地の情報などの就農先情報を把握し、研修後の就農希望者と就農先とのマッチングが可能となる仕組みを講じられたい。

2. 農地利用最適化推進業務の推進のための関連施策に関する事項

(1) 円滑な経営継承サポート体制の整備

令和4年度に県内の農業経営者を対象に実施した「農業経営の経営継承に関するアンケート調査」では、50歳以上の経営者のうち80%以上が経営継承を検討しており、また、70歳以上の経営者では、親族以外の後継者を検討している割合が60%を上回っています。

親族以外への継承には、親族内継承と比較して相応の期間や関係機関の支援が必要であることから、円滑な経営継承に向けたサポート体制を構築されたい。

また、経営継承は、平地農業地域、中山間地域などの地域条件や経営形態（家族経営、個別法人、集落営農法人など）によって支援策が異なることから、条件に合わせた多様な支援策を検討するとともに、同アンケート結果では、後継者の「経営管理能力の向上」を指摘している経営者の割合が高かったことから、経営を継承する後継者が的確に経営環境を把握し、適切な経営判断ができるための支援策を検討されたい。

（２）農地法業務への支援

農地転用許可については、地方分権や事務処理の迅速化による住民サービスの向上等の観点から、県条例に基づきその権限が市町に移譲されています。

農地転用許可申請の受人となる事業者は市町域を超えて活動されていることから、県内で統一した事務処理が必要です。

このため、農業委員会ネットワーク機構として同許可の事務を担う市町農業委員会を対象とした研修会等を実施しているところです。

ついでには、市町農業委員会において適正で円滑な事務が行えるよう、今後とも指導・助言を継続的に実施されたい。

（３）女性農業委員・推進委員協議会活動への支援

県は、男女の人権が尊重され、性別にかかわらず個性と能力を発揮することができる、多様性に富んだ社会の実現に向け、取組を一層加速させるための計画として「パートナーしがプラン 2025（滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画）」を昨年 10 月に策定されました。同プランでは、「農業委員に占める女性の割合」を令和 7 年度に 30%とする「計画推進の目標値」を掲げ、農業分野においては、女性が働きやすく、より活躍できる環境づくりが重要であり、女性の声を反映していくことが求められているとして、農林水産業における女性の活躍促進のために、農業委員・JA 役員等の女性の登用を促進し、農林水産業における方針決定過程への女性の参画の拡大を図るとしています。

農業委員の女性登用の促進には、女性農業委員等の活動の活発化と周知が重要であり、女性の学習の場や活動の周知等に係る支援を講じられたい。